

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（ファミリーコースター車両点検整備）	No.5200428
工（納）期	平成28年 7月12日	
契約締結日	平成28年 7月 1日	
契約金額	1,650,456円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社岡本製作所 (法人番号：5120001034559)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>修繕契約（ファミリーコースター車両点検整備）</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社岡本製作所 所在地 大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目6番21号 代表者 代表取締役 岡本典之</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川遊園に設置されているファミリーコースターのプラットブレーキ、中間ブレーキ等の修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 ①上記業者は、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った「荒川遊園遊戯施設等管理運営業務委託」（平成24年度から5年間の長期継続契約）を受託しており、遊戯施設全般の点検保守と運行業務を一体的に総括管理している。ファミリーコースターについても、日次点検、週次点検、月次点検、法定点検を行っており、その構造について熟知している。</p> <p>②本件は、上記の法定点検実施の際に車両を搬出し、検査を行った結果、修繕すべき項目が明らかとなったものであることから、車両の搬出先となっている上記業者であれば、限られた期間で迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>③遊戯施設等管理・運営業務をはじめ、遊具の点検保守及び修繕を同一業者に履行させることにより、遊具の安全性に関する責任の所在が一元化されることになる。</p> <p>以上のことから、上記業者の選定は適切であると判断し、上記業者を相手方に指定して随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>